

令和8年度（2026年度）障がい者芸術文化活動普及支援事業について

R8. 5. 7 社会参加班

1 本事業の目的

障がい者の芸術文化活動を支援することで、障がい者の自立及び社会参加の推進を目的とする。

2 事業の内容

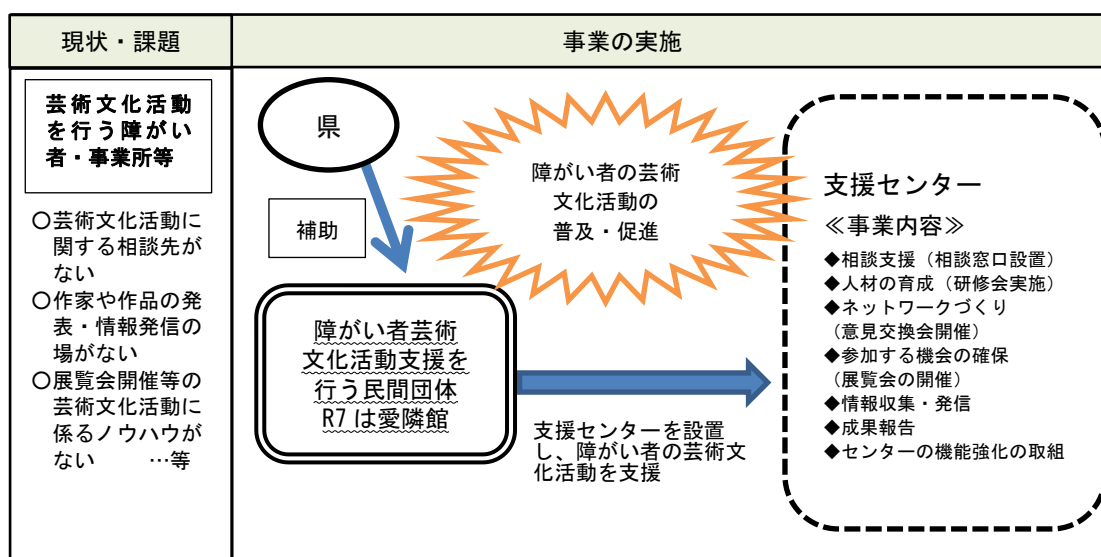
障がい者の芸術文化活動支援を行う民間団体（1団体）へ補助を行い、障がい者の芸術文化活動を支援する。具体的な芸術文化活動は以下のとおり。

（1）障がい者の芸術文化活動支援の拠点となる「障がい者芸術文化活動支援センター」（以下「支援センター」という。）を設置する。支援センターでは以下の事業を実施する。

- ① 芸術活動に関する相談支援
- ② 芸術文化活動を支援する人材の発掘・育成
- ③ 関係者のネットワークづくり
- ④ 芸術文化活動に参加する機会の確保
- ⑤ 情報収集、発信
- ⑥ 事業評価及び成果報告のとりまとめ

（2）支援センターの機能を強化するため、次に掲げる取組のいずれか又は両方を実施する。

- ① 県内の障害福祉サービス事業所や文化施設等に出向いて行う相談やアドバイス
- ② 県内の福祉施設等と文化施設や文化芸術団体等が連携する取組に対する支援



3 予算

予算額：5,000千円

内訳：身体障害者福祉費補助金（国庫） 2,500千円
 地域福祉基金 2,000千円
 うち1,000千円は再春館からの寄附金が財源
 一般財源 500千円

4 補助対象団体の選定

補助対象団体は公募の上、芸術文化関係者、行政関係者等で構成する審査会を設置して選考することを原則とするが、応募団体が一団体であり、かつ前年度の補助団体で同様の事業を実施する場合には、審査会での選考を行わず、補助団体を決定する。